

「乳幼児医療費 給付事業」のご案内

本市では、乳幼児が「元気」で「はつらつ」に育つことを願い、乳幼児が健康保険証を使って病院などにかかった場合、その医療費の自己負担分を保護者に給付します。

この制度は、届け出制度となつているため、受給資格証の交付申請をしないと給付は受けられません。お子さんが生まれたときや他市町村から転入したとき、また毎年更新は忘れずに申請してください。

医療費給付事業の内容

	乳児～3歳児	4歳児～小学校就学前児童
対象・年齢	○出生の日から1、2、3、4歳に達する月の末日まで ○1年ごとに更新申請が必要(更新時期は誕生日)	○4歳に達した月の翌月から6歳到達後最初の3月31日まで(小学校就学前)の幼児 ○入院した翌月までに「資格証交付申請」が必要(更新時期は所得の判定年度が変わる7月)
支給対象となる医療費	入院・外来医療費、調剤薬剤費	入院医療費
給付対象額	保険給付の対象となる医療費のうち自己負担分として支払った額	保険給付の対象となる医療費のうち自己負担分として支払った額 ※医療機関ごとに入院1日につき500円を控除した額を給付します。

※入院時食事療養費および保険適用外(予防接種・検診・薬の容器代・室料差額など)は給付の対象になりません。

給付方法

◆現物給付

「健康保険証」と市から交付された「乳幼児医療費受給資格証」を市内の医療機関などに提示すると、保険給付対象医療費の自己負担分を支払う必要はありません。市内で、現物給付を採用していない医療機関もあります。

◆償還払い

市外の医療機関や現物給付を採用していない市内の医療機関などで受診したときは、自己負担分を支払ったあと、診療月の翌月から4カ月以内に領収書を添えて市へ請求してください。翌月保護者の口座へ振り込みします。

対象者の要件

- 本市に住んでいる、乳幼児であること。
- 所得額から8万円(ほかにも控除あり)を控除した額が次の所得制限限度額未満であること。

「乳幼児医療費受給資格証」の交付申請に必要なもの

扶養親族等の数	所得制限限度額	注
0人	2,342,000円	注1) 扶養親族が4人以上の場合、限度額は1人につき38万円加算
1人	2,722,000円	注2) 老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、限度額は1人につき10万円加算
2人	3,102,000円	注3) 特定扶養親族(16歳以上23歳未満の学生)がある場合、限度額は1人につき15万円加算
3人	3,482,000円	

※1月～6月までの申請は前々年の所得、7月～12月までの申請は前年の所得。
※国保加入の乳児(0歳児)は所得制限がありません。

○所得制限などで該当ならなかったかたは毎年7月に所得の判定年度が変わります。18年分の所得が前年よりも少なかったかたや所得税法に規定する扶養人数が増えたかたで、対象となると思われるかたはご相談ください。

老人保健制度のお知らせ

■「老人医療受給者証」について

負担割合を毎年所得などに応じて見直しを行い、負担割合の変更が生じた場合は、新しい「老人医療受給者証」と引き換えをします。対象のかたには、「一部負担割合変更」を通知しています。「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

所得の低いかた(住民税非課税世帯)は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提出することにより入院時の自己負担限度額等が減額されます。認定証の交付を受けるためには申請が必要です。

■平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。

75歳以上の高齢者のかたを対象に、体の状態や生活実態を踏まえて、新しく「後期高齢者医療制度」ができます。現在の老人保健制度は平成20年3月までの実施となり、20年4月からは新しい医療制度「後期高齢者医療制度」に移行します。

※詳細については、後日広報でお知らせします。

問い合わせ先

国保年金課 ☎ 5111 内線246